

平成21年2月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成17年(ネ)第123号 嘉手納基地爆音差止請求控訴事件(原審・那覇地方
裁判所沖縄支部平成12年(ワ)第93号)

判 決

控 訴 人	別紙控訴人目録記載のとおり
同訴訟代理人弁護士	別紙代理人目録記載のとおり
同訴訟復代理人弁護士	同上
被 控 訴 人	ア メ リ カ 合 衆 国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を那覇地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要

1 本件は、嘉手納飛行場(以下「本件飛行場」という。)周辺の住民である控訴人らが、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)の航空機の本件飛行場における離発着等に伴う航空機騒音により、人格権、環境権及び平和的生存権を侵害されていると主張して、本件飛行場を占有、使用する被控訴人に対し、① 本件飛行場において、毎日午後7時から翌日午前7時までの間、一切の航空機を離発着させてはならず、かつ、控訴人らの居住地において55ホンを超える騒音となるエンジンテスト音、航空機騒音等を発する行為をしてはならない、② 本件飛行場の使用により、毎日午前7時から同日午後7時までの間、控訴人らの居住地内に65ホンを超える一切の航空機騒音を到達させてはならない、旨を請求した事案である。

2 原判決は、本件差止請求の対象である、米軍の航空機の本件飛行場における離発着及び本件飛行場の使用に伴う航空機騒音の発生原因行為は、米軍の公的活動そのものであり、その活動の目的ないし行為の性質上、被控訴人の主権的行為であることが明らかであるから、国際慣習法によって、被控訴人は上記行為に関する民事裁判権が免除されており、我が国と被控訴人との間でこれと異なる取決めがない限り、本件差止請求については我が国の民事裁判権は及ばないところ、両国間でそのような取決めがあるとは認められないから、本件訴えは、いずれも不適法であるとして、口頭弁論を経ることなくこれらを却下した。

3 控訴人らは、原判決を不服として控訴した。

4 控訴人らは、当審において、骨子、次のとおり主張している。

(1) 平成19年1月11日に我が国が署名をした「国家及び国家財産の裁判権免除に関する国際連合条約」（以下「国連裁判権免除条約」という。）の12条に、不法行為に基づく金銭賠償請求について、主権的行為・非主権的行為を区別することなく、外国国家に民事裁判権の免除を認めない旨が規定されていることなどからして、外国国家の行為が不法行為に該当する場合には、当該行為に関する金銭賠償請求のみならず、差止請求についても、当該行為が主権的行為か否かの区別をすることなく、外国国家の民事裁判権の免除を認めない旨の国際慣習法が存在しているといえる。以上と異なり、外国国家の主権的行為が不法行為に該当する場合に、当該行為に関する損害賠償請求や差止請求について、当該国に民事裁判権の免除を認めるという国際慣習法は存在しない。

(2) 外国国家に民事裁判権の免除が認められる場合であっても、当該国が、我が国の裁判所に訴えを提起するなどして、特定の事件について自ら進んで我が国の民事裁判権に服する意思を表明した場合には、我が国の民事裁判権から免除されないところ、被控訴人は、平成12年3月、横浜地方裁判所に、厚木基地に隣接する産業廃棄物処理施設の焼却炉の操業停止を求める仮処分の申立てをしており（以下「別件仮処分」という。）、別件仮処分と本件差止請求とは、米軍が駐留する基地

に関係するものであること、環境被害の回復を求めるものであることなどの点において共通することからすれば、被控訴人は、本件差止請求について我が国の民事裁判権から免除される利益を放棄しているといえる。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原判決が「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」において説示するとおり、本件差止請求については、被控訴人は我が国の民事裁判権から免除されるとの国際慣習法が存在するものであり、被控訴人に対して我が国の民事裁判権は及んでいないから、本件訴えは不適法であると判断する。当審における控訴人らの主張も、また、採用することができない。

その理由は、次のとおりである。

2 控訴人らの主張(1)について

国連裁判権免除条約は、国及びその財産の裁判権からの免除が国際慣習法の原則として一般的に受け入れられていることから（前文）、原則として、いずれの国も、自国及び自国の財産に関し、他国の裁判所の裁判権から免除されるとした上で（5条）、控訴人らが指摘する12条等において裁判権の免除が認められない場合に関する規定を設けている。そうすると、国連裁判権免除条約は、裁判権の免除を援用できない旨の規定が設けられている場合の外は、国際慣習法上、裁判権の免除が認められることを前提とするものであると解される。

そして、国連裁判権免除条約12条は、不法行為について、関係国の間で別段の合意がされない限り、国家は、その作為又は不作為（その全部又は一部が他国の領域内で行われ、かつ、その行為者が当該行為時に他国の領域内に所在していた場合に限る。）によって生じたとして他国で提訴された死亡・身体傷害又は有体財産侵害に対する金銭賠償に関する訴訟手続において、他国の裁判所で裁判権の免除を援用できないとする規定であって、その文理上、差止請求に関して裁判権の免除が認められない旨を定めた規定でないことは明らかである。そして、他に、国連裁判権免除条約上、国家の主権的行為が不法行為に該当する場合において、その主権的

為に対する差止請求につき、当該国に他国の裁判所の裁判権からの免除を認めない旨を定めた規定は設けられていない。

したがって、国連裁判権免除条約の規定からしても、国家の主権的行為に対する差止請求については、当該国は他国の裁判所の裁判権から免除されるとの国際慣習法が存在しているものと解するのが相当である。

したがって、控訴人らの主張(1)は、採用することができない。

3 控訴人らの主張(2)について

別件仮処分と本件差止請求とは、控訴人らが指摘する共通点があるとしても、全く別個の事案であって、法的関係においてはもちろん事実上の関係においても、その間に何らの関連性も認められない。被控訴人が別件仮処分を申し立てたからといって、もとより、本件差止請求に関してまで、自ら進んで我が国の民事裁判権に服する意思を表明したとはいえない。

現に、被控訴人は、原審裁判所が行った応訴意思の照会に対し、本件差止請求について我が国の民事裁判権に服する意思はない旨を回答していることが、記録上明らかである。

したがって、控訴人らの主張(2)は、採用することができない。

第4 結論

以上によれば、本件訴えは、不適法であって、その不備を補正することができないことが明らかである。

よって、本件訴えを不適法として却下した原判決は相当であり、本件控訴には理由がないから、民事訴訟法140条、302条により、口頭弁論を経ないで本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官 河 邊 義 典

裁判官 唐 木 浩 之

裁判官 木 山 暢 郎

